

第3次観音寺市総合振興計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施要項

1 目的

この要項は、第3次観音寺市総合振興計画の策定に当たり、豊富な経験や専門的な知見を有する事業者に対し計画策定の支援を委託するため、公募型プロポーザル方式の実施に必要な事項を定め、委託事業者を募集及び選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

第3次観音寺市総合振興計画策定支援業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(3) 契約限度額

18,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の限度額は次のとおりとする。

令和8年度 7,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務内容

「第3次観音寺市総合振興計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 プロポーザル実施スケジュール

- (1) 実施の公告(実施要項の公表)・・・・・・・・・・令和8年6月12日(金)
- (2) 質問の受付期限・・・・・・・・・・令和8年6月22日(月)
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・令和8年6月25日(木)
- (4) プロポーザル参加申込書の提出期限・・・・・・・・・・令和8年6月29日(月)
- (5) 企画提案書等の提出期限・・・・・・・・・・令和8年7月6日(月)
- (6) 第1次審査(参加資格審査)結果通知・・・・・・・・・・令和8年7月7日(火)
- (7) 第2次審査(プレゼンテーション)・・・・・・・・・・令和8年7月10日(金)
- (8) 審査結果通知・・・・・・・・・・令和8年7月中旬
- (9) 業務委託契約の締結・・・・・・・・・・令和8年7月下旬

4 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（法務局が保管する登記簿に登記されている法人）とする。

- (1) 観音寺市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年観音寺市告示第116号）第2条第1項に規定する入札参加資格を得ていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。

- (5) 観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成23年観音寺市告示第25号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) 過去に総合振興計画策定支援業務を受注した実績があり、かつ、地方版総合戦略及び人口ビジョンの策定支援業務を受注した実績があること。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

本プロポーザルに関する質問は質問書(様式第1号)により行うものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後、電話により受信確認を行うこと。

(2) 受付期限

令和8年6月22日(月)午後5時

(3) 回答方法

令和8年6月25日(木)午後5時までに、質問者に電子メールにより回答するとともに、本市ホームページに掲載する。

(4) 提出先

観音寺市政策部企画課 E-mail:kikaku@city.kanonji.lg.jp
TEL:0875-23-3917

6 プロポーザル参加申込書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

ア プロポーザル参加申込書(様式第2号)

イ 会社概要関係書類

(資本金、所在地、業務内容、従業員数、営業所等が確認できるもの)

ウ 法人登記に係る履歴事項全部証明書(証明年月日が申込書提出日以前3か月以内のもの)

エ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書(証明年月日が申込書提出日以前3か月以内のもの)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年6月29日(月)午後5時

(4) 提出方法

提出先へ持参又は郵送とする。

ア 持参する場合:受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合:簡易書留郵便により、提出期限(必着)までに送付する。

(5) 提出先

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る次の書類を提出すること。

- ア 提案書表紙（様式第3号）：1部
- イ 企画提案書（任意様式）：15部
- ウ 見積書（様式第4号）：1部
- エ 見積の内訳書（任意様式）：1部
- オ 実績確認調書（様式第5号）：1部

(2) 提出方法

提出先に持参又は郵送とする。

- ア 持参する場合：受付時間は、土曜日及び日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- イ 郵送する場合：簡易書留郵便により、提出期限（必着）までに送付する。

(3) 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時

(4) 提出先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市政策部企画課宛て

(5) 企画提案書の作成方法等

- ア 仕様書に基づき、企画提案の具体的内容について、別表評価基準に留意の上、参加事業者の創意工夫を凝らし、簡潔明瞭に作成すること。
- イ 企画提案を遂行するための具体的な業務実施体制（人員配置を含む。）及び想定スケジュールを記載すること。
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）及びその指定機関が使用を許諾する「プライバシーマーク」認証又はISMS適合性評価制度認証（JIS Q27001又はISO/IEC27001）の取得状況を記載すること。
- エ A4用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、フォントサイズは11ポイント以上とする（フロー図及びイメージ図といった図面系資料については、A3用紙も可とし、提案の全体像がわかりやすい構成とすること。）。)
- オ 事業者名や事業所等、参加事業者が特定できる内容は記載しないこと。
- カ 企画提案書は、参加事業者1者につき1案のみ受け付けるものとし、提出後の追加及び修正は認めない。

8 提案書等の評価及び審査方法（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

ア 第1次審査（参加資格審査）

- (ア) 提出書類の内容が、本業務に係る実施要項に定められた参加者の資格要件を全て満たしていることを確認する。
- (イ) (ア)の参加資格の確認を経て、別表評価基準の評価項目①業務実績②見積金額により評価点数を算出し、評価点の合計が高い4事業者を選定する。ただし、参加事業者が5事業者に満たない場合又は同じ評価点の事業者が4者を超えてい

る場合は、この限りでない。

(ウ) 算出した評価点は、第2次審査に用いる。

イ 第2次審査

(ア) 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングで構成する。

(イ) 審査は、第3次観音寺市総合振興計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル方式評価委員会(以下「委員会」という。)において行う。

(ウ) 委員会は、審査に係る企画提案書等に記載された内容を審査し、出席した委員評価点の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とする。ただし、評価点の合計が最も高い提案をした者が2者以上あるときは、見積額が低い事業者を最優秀提案者とし、見積額が同額の場合は、抽選により決定する。

(エ) 審査実施日時は、令和8年7月10日(金)午後1時30分(予定)からとし、実施場所は観音寺市役所本庁舎4階防災対策室とする。なお、実施時間等についての詳細は、別途連絡する。

(オ) プレゼンテーションは、各事業者30分程度(プレゼンテーション:20分以内、ヒアリング及び質疑応答:10分程度)とする。

(カ) プレゼンテーションに出席できる者は、各事業者4名以内とする。ただし、委託業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。

(キ) プレゼンテーションに必要な機材(PC等)は各事業者で用意すること。なお、プロジェクター又はモニターは本市において用意する。

(ク) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とするが、諸般の事情により日時等に変更がある場合は、参加事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

審査(評価)は、別表評価基準のとおりとする。

(3) 受託候補者の決定

最優秀提案者は、審査結果に基づいて市長が最終決定し、受託候補者とする。

(4) その他

ア 参加事業者が1者の場合でも、選定委員会においてプレゼンテーション及び審査を実施し、受託候補者としての可否を決定する。

イ 審査での評価点の合計が、全体得点の6割に満たないときは失格とする。なお、全ての参加事業者が失格となった場合、再度公募するものとする。

ウ 審査で使用する資料については、事前に提出したものを使用することとし、当日の追加資料は認めない。ただし、資料の差替えであり、かつ軽微で審査に影響を与えないものとして委員長が認めたものについてはこの限りでない。

エ 審査は匿名で行うこととするため、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて事業者名等は名乗らないものとし、当日使用する資料においても秘匿状況になるよう配慮するものとする。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 第1次審査の結果については、第1次審査結果通知書(様式第6号)により通知する。なお、第1次審査を通過した参加事業者については、第2次審査の案内と合わせて通知する。

- (2) 第2次審査の結果については、文書により、本プロポーザルに参加した全ての事業者
に通知する。
- (3) いずれの審査においても、その審査結果に対する一切の申立てを認めない。
- (4) 審査結果については、本市ホームページにおいて公表する。

10 実施に関する留意事項

(1) 費用負担について

本プロポーザルに係る費用は、参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いについて

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出期限後における、企画提案書等の追加、差替え及び再提出は認めない。ただし、
本市から追加資料提出の要請等を行った場合は速やかに応じること。

ウ 提出書類作成のために本市から受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用して
はならない。

エ 提出書類の著作権は参加事業者に帰属するが、選定及び公表その他本市が必要と認
める場合は、本市はこれを複製して無償で使用できるものとする。

オ 提出書類は、観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）の規定に基
づく開示請求があったときは、参加事業者又は業務従事者等個人の権利、競争上の地
位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除いて全て公開する予定としてい
るので、公開されることにより支障があるものが含まれる場合はあらかじめ申し出る
こと。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加事業者が個別に委員会委員と接触を持つなど審査の公平性に影響を与える行
為を行った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 参加事業者が契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵
触する行為があった場合

オ プロポーザル参加申込書提出後から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる
行為があった場合

カ 第2次審査において、指定された時刻までには出席しなかった場合。ただし、参加事
業者の責に帰さない事由による場合を除く。

キ 見積書に記載された金額が契約限度額を超えた場合

ク 指定された提出方法、提出先及び提出期限等に適合しない場合

ケ 実施要項等により指定された様式及び記載上の条件等に適合しない場合

(4) その他

ア 質問書が提出された場合において、その質問に回答することにより本プロポーザル
の実施に支障を招くおそれがあると認めたときは、質問に回答しないことがある。

イ 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、実施要項、仕様書及び関係資料に記
載された内容を承諾したものとみなす。

ウ プロポーザル参加申込書の提出後に、参加を辞退することとしたときは、速やかに
辞退書(様式第7号)を提出すること。ただし、受託候補者の責に帰すべき事由によら
ない場合を除いて審査結果通知を受けた後は辞退することができない。

11 契約の締結

- (1) 契約内容、仕様及び契約金額については、受託候補者により提案された企画提案書等
をもとに、本市と詳細を協議の上、決定する。
- (2) 受託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、審査の評価点の合計が次
に高い提案をした者と前号に記載する協議を行い、決定する。

12 問い合わせ先

観音寺市政策部企画課（観音寺市役所本庁舎4階）
〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
TEL：0875-23-3917
FAX：0875-23-3920
E-mail：kikaku@city.kanonji.lg.jp

別表 第3次観音寺市総合振興計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル方式 評価基準

評価項目	評価の着目点・判断基準	評価点												
①業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 法人として、「総合振興計画策定支援業務」及び「地方版総合戦略・人口ビジョン策定支援業務」を受注した実績はどの程度あるか。 ※過去5年間（令和3年度～令和7年度）における実績 ○評価計数表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績数</th> <th>1～10件</th> <th>11～20件</th> <th>21～30件</th> <th>31～40件</th> <th>41件以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>評価点</th> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	実績数	1～10件	11～20件	21～30件	31～40件	41件以上	評価点	2	4	6	8	10	10
実績数	1～10件	11～20件	21～30件	31～40件	41件以上									
評価点	2	4	6	8	10									
②見積金額	<ul style="list-style-type: none"> 10点×（最低価格提示事業者見積額／当該事業者見積額） ※小数点以下切捨て 	10												
③業務内容等の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 総合振興計画策定方針の内容や本支援業務の趣旨及び目的を十分理解しているか。 総合計画（総合戦略及び人口ビジョンを含む。）の役割を理解し、市や国・県等の関連計画との整合性を図るなど行政運営の視点に立った提案となっているか。 	10												
④業務体制 業務工程	<ul style="list-style-type: none"> 本支援業務の円滑な履行が見込める業務実施体制（組織体制、管理体制等）となっているか。 計画策定期間内に無理なく対応できる業務スケジュールとなっているか。 	10												
⑤分析力	<ul style="list-style-type: none"> 本市の特性、状況、課題を踏まえた提案となっているか。 計画策定のために適した分析方法の提案となっているか。 	10												
⑥企画力 説得力	<ul style="list-style-type: none"> 計画構成（総合戦略及び人口ビジョンを含む。）や成果指標設定に対する具体的な提案があり、その内容に説得力があるか。 仕様書に示された事項に加えて、計画の実効性を高めるための独自の提案があり、その内容が具体的かつ効果的であるか。 	20												
⑦市民参画	<ul style="list-style-type: none"> 市民が読みたい、手に取りたい、わかりやすいと思える文章・デザイン等の表現手法が具体的に提案されているか。 市民ワークショップや市民アンケート調査を充実させ、市民の意向を計画に反映するための効果的な手法や活用方法が提案されているか 	20												
⑧職員の意識 改革	<ul style="list-style-type: none"> 職員が自分ごととして計画の策定や施策の実施に取り組めるよう、各部局の若手・中堅職員を巻き込み、当事者意識を醸成するための有効な提案があるか 	10												
合 計		100												